

南砺市子どもの未来づくり条例【概要】

願い

家庭や地域で健やかに元気いっぱい成長していくように
安心して自由にいろいろなことに取り組むことができるよう
にすべての子どもたちが未来に希望が持てるように

子どもにやさしいまちづくり

実現のために

子どもも大人も幸せになれる南砺市
誰一人取り残さない南砺市

南砺市子どもの未来づくり条例制定

条例の構成

総則（第一章）…目的・言葉の意味



命 愛情 理解 安全

心 体 健康 人格

個性 プライバシー

意見を聞く 受け止める

集う 社会参加 尊重

子どもと権利（第二章）

生きること
育つこと
守られること
参加すること

市民主体による継続的な活動展開

- ・南砺らしい取組
 - ・子どもと大人への人権啓発
 - ・家庭・学校・地域など環境への啓発
- ↓
- ・子どもが社会の一員となり、
主体性と自信をもち自分らしく生きる
 - ・子どもが住みよいまちは大人も住みよいまち

大人の役割（第三章）
※大人の関わりのあり方

南砺市の環境（第四章）
※子どもから見た環境の整備

実現に向けて

権利の救済と推進（第五章）

子どもの権利委員会の設置
相談と救済・継続した市民の意識の醸成

条例の趣旨の実現に向けた
取り組みの実施

子どもも大人も
幸せに暮らせるまち